２）点検結果及び計画について

【全国】橋梁、トンネル等の点検実施状況・点検結果　3巡目（2025年度）

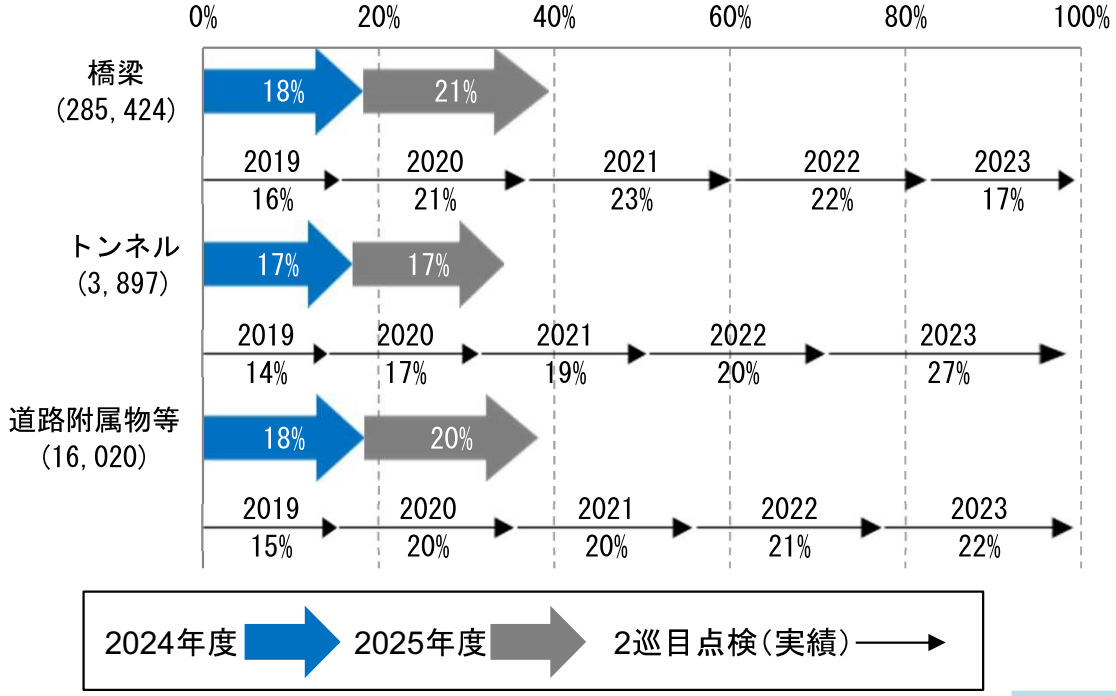
国土交通省

○ 全道路管理者の3巡目（2025年度）の点検実施状況は、橋梁：39%、トンネル：34%、道路附属物等※ ：38%となっており、2巡目2年目を上回り着実に進捗している。

○ 全道路管理者の3巡目（2025年度）の点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅲ・Ⅳ）の割合は、橋梁：7%、トンネル：24%、道路附属物等：10%

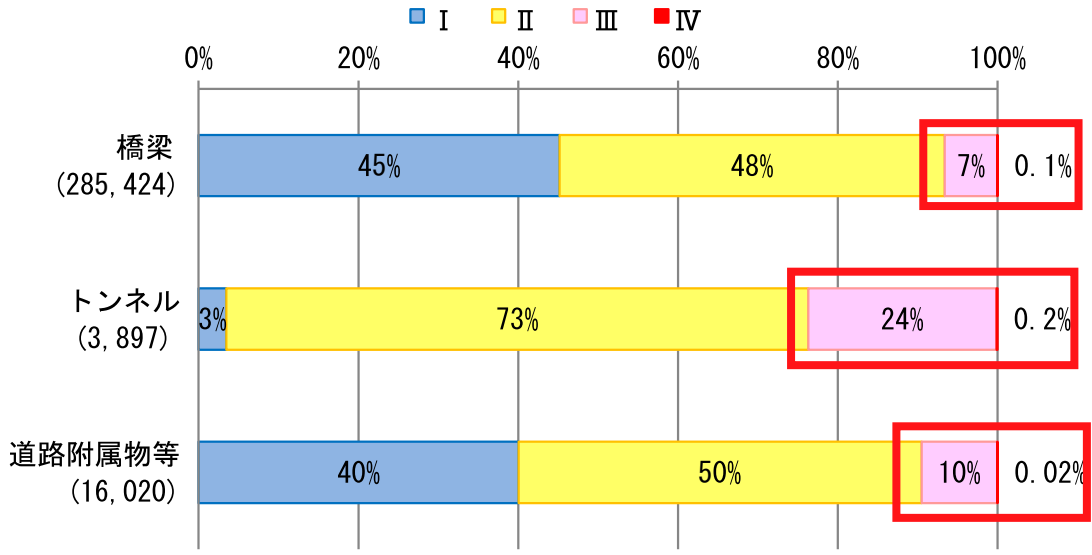
※道路附属物等：シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等

3巡目（2025年度）の点検実施状況



※（　）内は、2024,2025年度に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

3巡目（2025年度）の点検結果



※（　）内は、2024,2025年度に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

判定区分		状態
Ⅰ	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
Ⅱ	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
Ⅲ	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
Ⅳ	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

【四国】橋梁、トンネル等の点検実施状況・点検結果　3巡目（2025年度）

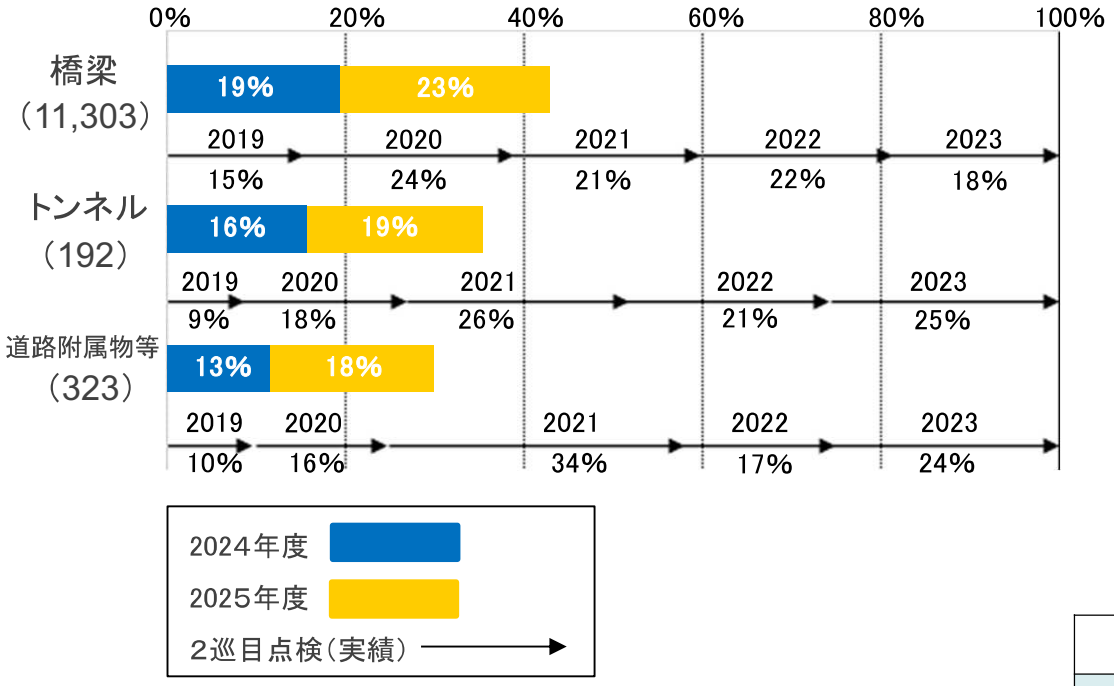
国土交通省

○全道路管理者の3巡目（2025年度まで）の点検実施状況は、橋梁：42%、トンネル：35%、道路附属物等※：31%となっており、2巡目（2年目まで）の実績を上回り着実に進捗している。

○全道路管理者の3巡目（2025年度）の点検において、早期又は緊急に措置を講ずるべき状態（判定区分Ⅲ・Ⅳ）の割合は、橋梁：7%、トンネル：22%、道路附属物等※：6%

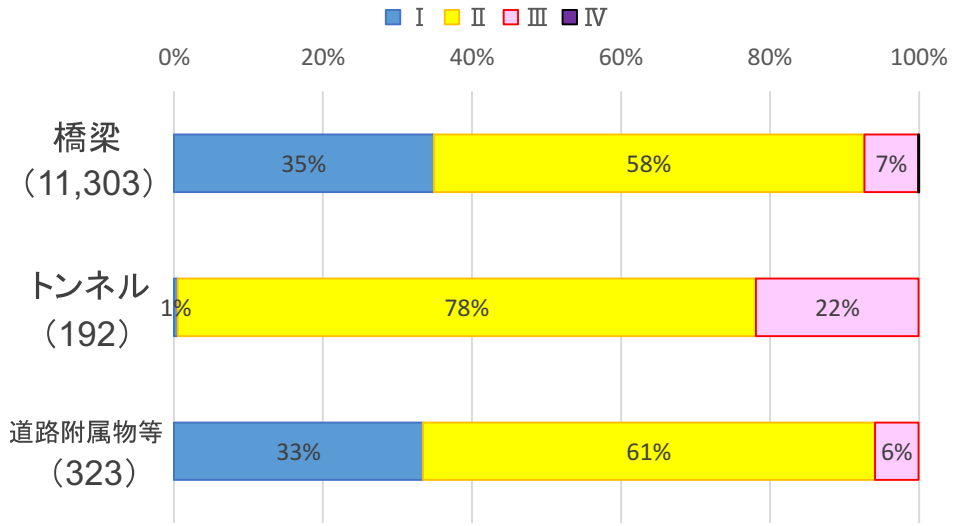
※道路附属物等：シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、及び門型標識等

3巡目（2025年度）の点検実施状況



※（　）内は、2025年度に点検した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある

3巡目（2025年度）の点検結果



※（　）内は、2025年度に点検した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある

区　分		定　　義
Ⅰ	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
Ⅱ	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
Ⅲ	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
Ⅳ	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

■R8.8道路メンテナンス年報より作成

【高知】橋梁、トンネル等の点検実施状況・点検結果　3巡目（2025年度）

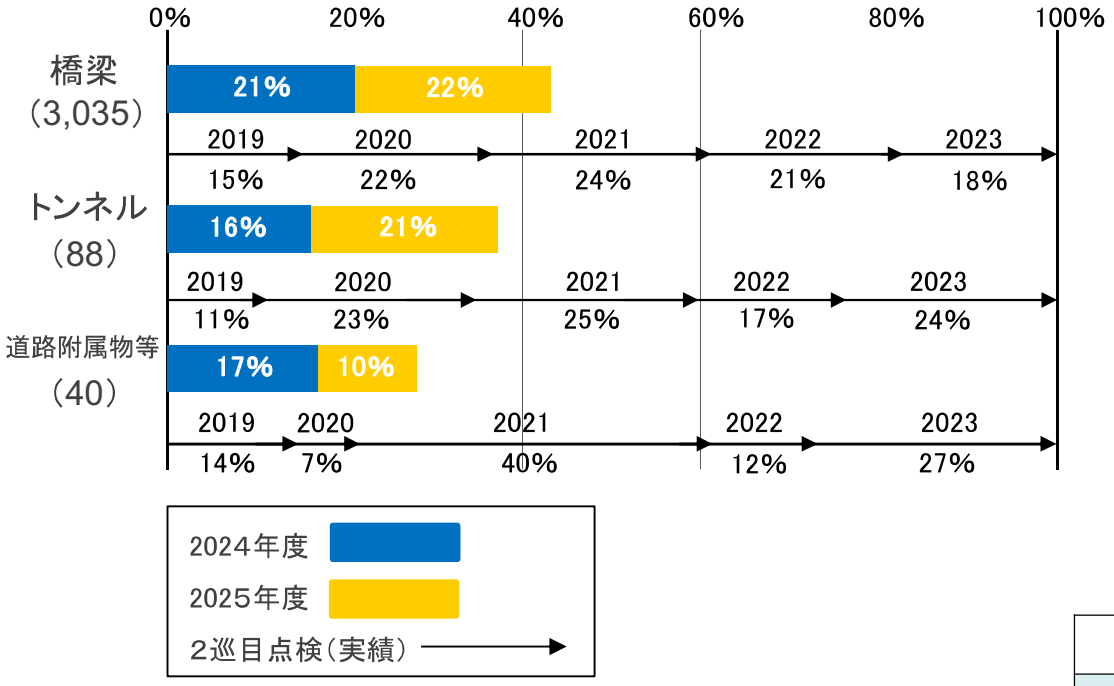
国土交通省

○全道路管理者の3巡目（2025年度まで）の点検実施状況は、橋梁：43%、トンネル：37%、道路附属物等※：27%となっており、2巡目（2年目まで）の実績を上回り着実に進捗している。

○全道路管理者の3巡目（2025年度）の点検において、早期又は緊急に措置を講ずるべき状態（判定区分Ⅲ・Ⅳ）の割合は、橋梁：6%、トンネル：22%、道路附属物等※：3%

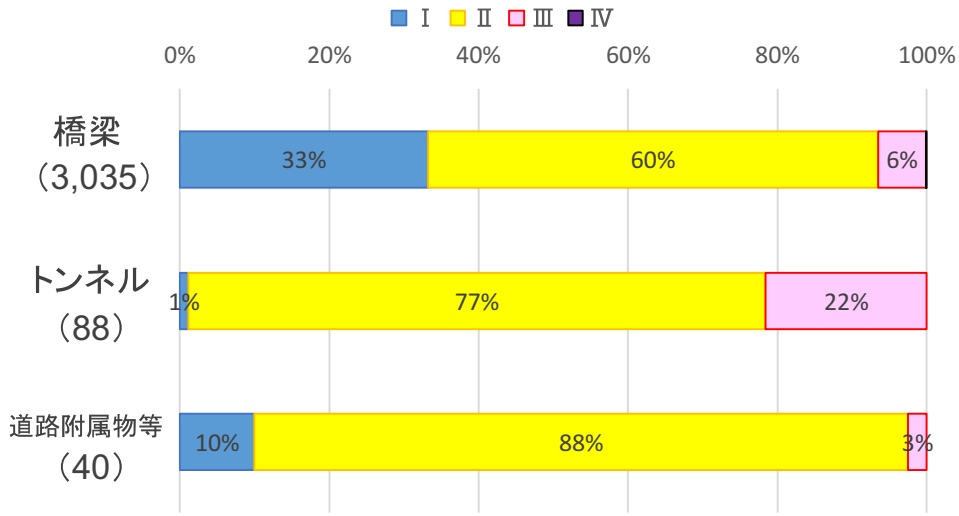
※道路附属物等：シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、及び門型標識等

3巡目（2025年度）の点検実施状況



※（　）内は、2025年度に点検した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある

3巡目（2025年度）の点検結果



※（　）内は、2025年度に点検した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある

区　分		定　　義
Ⅰ	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
Ⅱ	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
Ⅲ	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
Ⅳ	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

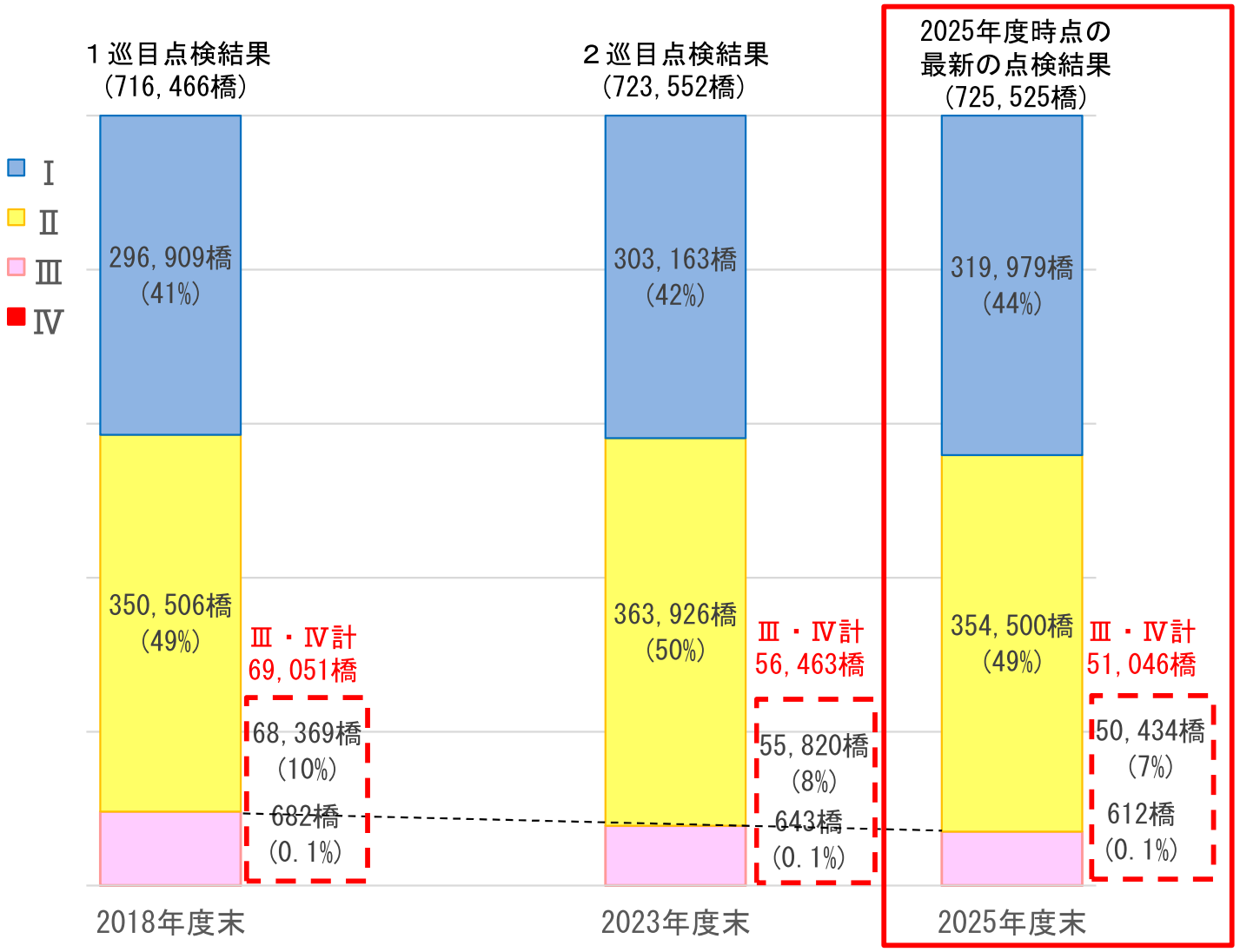
■R8.8道路メンテナンス年報より作成

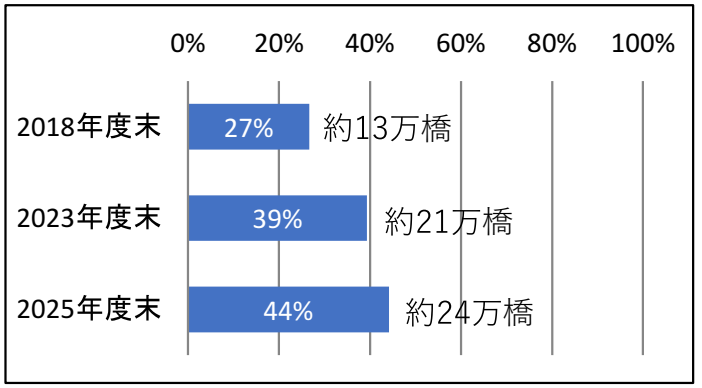
【全国】2025年度末時点での橋梁の判定区分毎の施設数と割合

国土交通省

○ 2025年度末時点での点検結果では判定区分の割合は、Ⅰ:44%、Ⅱ:49%、Ⅲ:7%、Ⅳ:0.1%であり、修繕等が必要な判定区分Ⅲ・Ⅳの橋梁は51,046橋であった。

○ 1巡目点検終了時点と比較すると建設後50年以上経過した橋梁数は増加している一方で、年々判定区分Ⅲ・Ⅳの橋梁数は着実に減少している。





（参考）建設後50年を経過した橋梁の割合

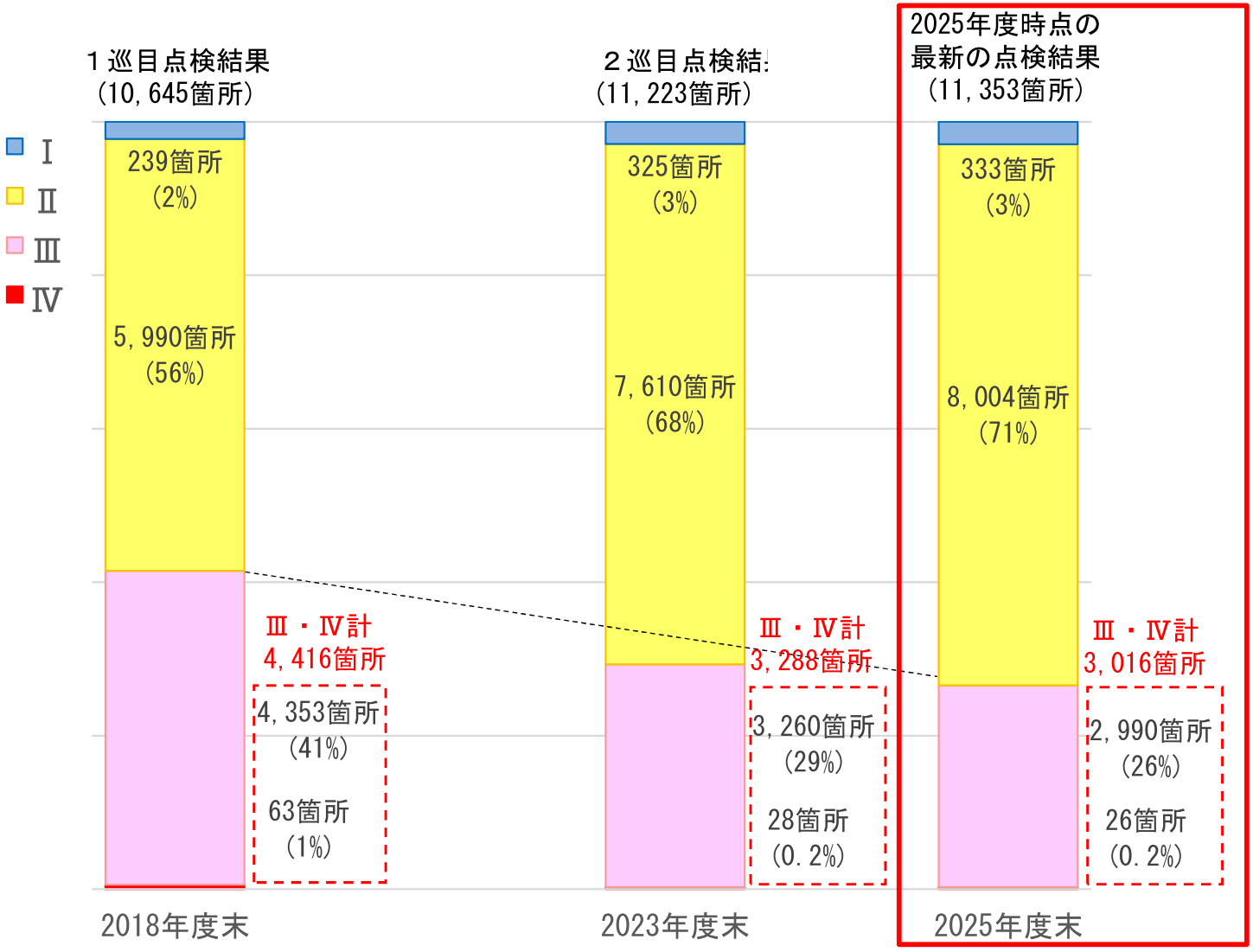
※この他、古い橋梁など記録が確認できない建設年度不明橋梁がある。

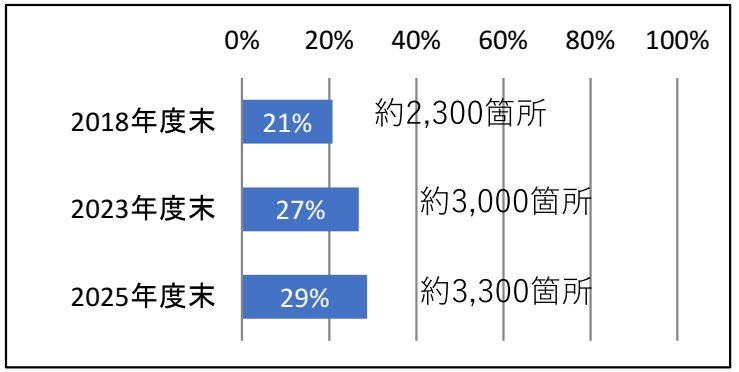
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。※判定Ⅳの施設については、早急に通行止めや通行規制等の緊急措置を行っている。

【全国】2025年度末時点でのトンネルの判定区分毎の施設数と割合

国土交通省

- ○ 2025年度末時点での点検結果では判定区分の割合は、Ⅰ:3%、Ⅱ:71%、Ⅲ:26%、Ⅳ:0.2%であり、修繕等が必要な判定区分Ⅲ・Ⅳのトンネルは3,016箇所であった。
- ○ 1巡目点検終了時点と比較すると建設後50年以上経過したトンネルは増加している一方で、年々判定区分Ⅲ・Ⅳのトンネルは着実に減少している。





(参考)建設後50年を経過したトンネルの割合

※この他、古いトンネルなど記録が確認できない建設年度不明トンネルがある。

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。※判定Ⅳの施設については、早急に通行止めや通行規制等の緊急措置を行っている。

【四国】2025年度末時点での判定区分毎の施設数と割合

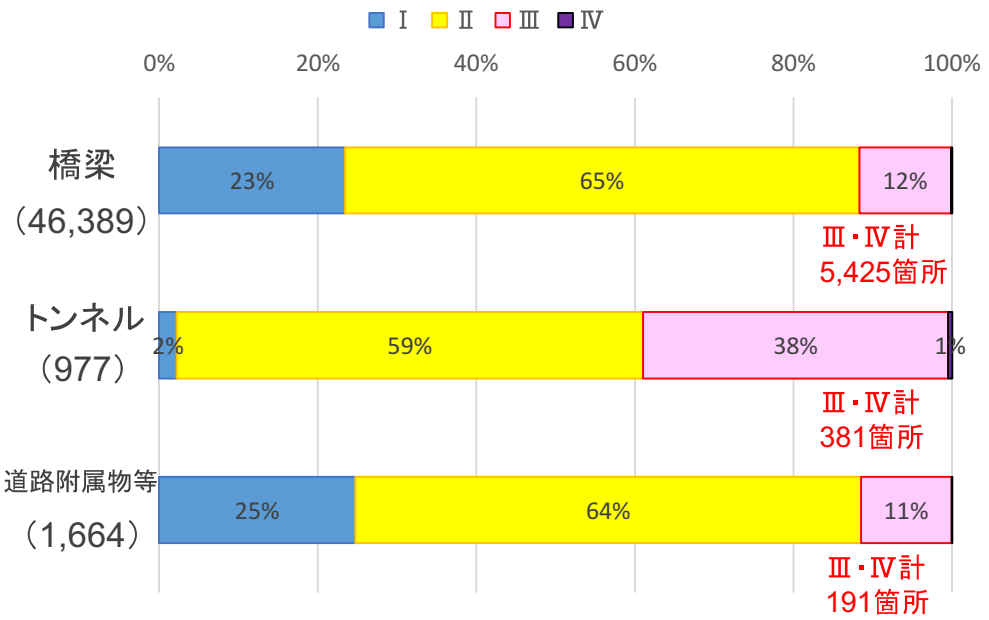
国土交通省

○平成26年度より橋梁・トンネル・道路附属物等※について5年に1回の点検が義務化。
（1巡目：2014～2018年度、2巡目：2019～2023年度、3巡目：2024年度～）

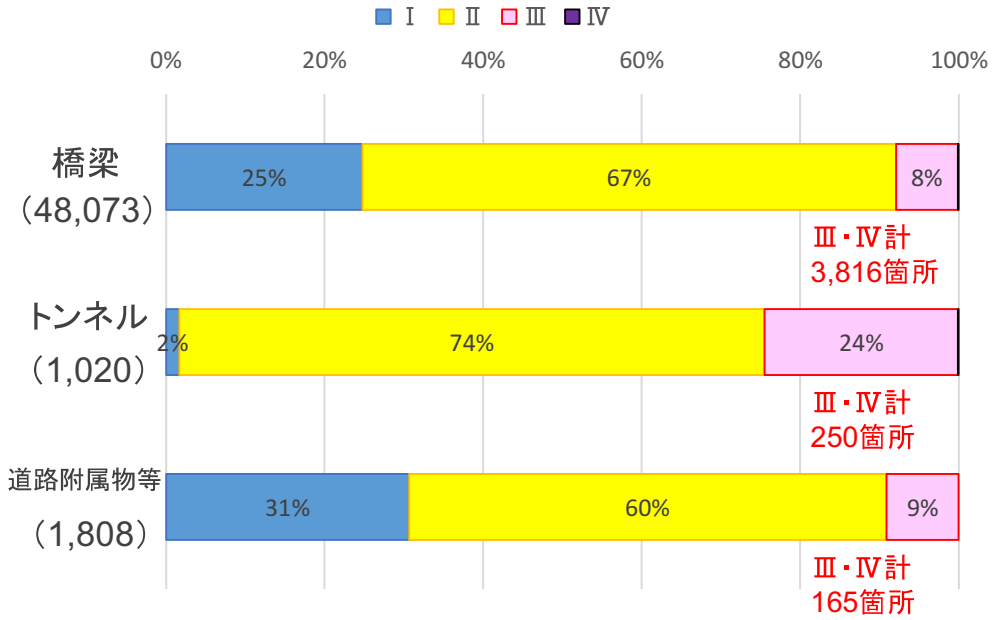
○最新の点検結果における早期又は緊急に措置を講ずるべき状態（判定区分Ⅲ・Ⅳ）の割合は、橋梁約8%、トンネル約24%、道路附属物等※約9%となり、１巡目点検と比較すると、橋梁およびトンネルは着実に減少。

※道路附属物等：シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、及び門型標識等

１巡目（2014～2018年度）の点検結果



2025年度時点の最新の点検結果



※（ ）内は、各点検巡で点検した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある

区　分		定　　義
Ⅰ	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
Ⅱ	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
Ⅲ	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
Ⅳ	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

■R8.8道路メンテナンス年報より作成

【高知】2025年度末時点での判定区分毎の施設数と割合

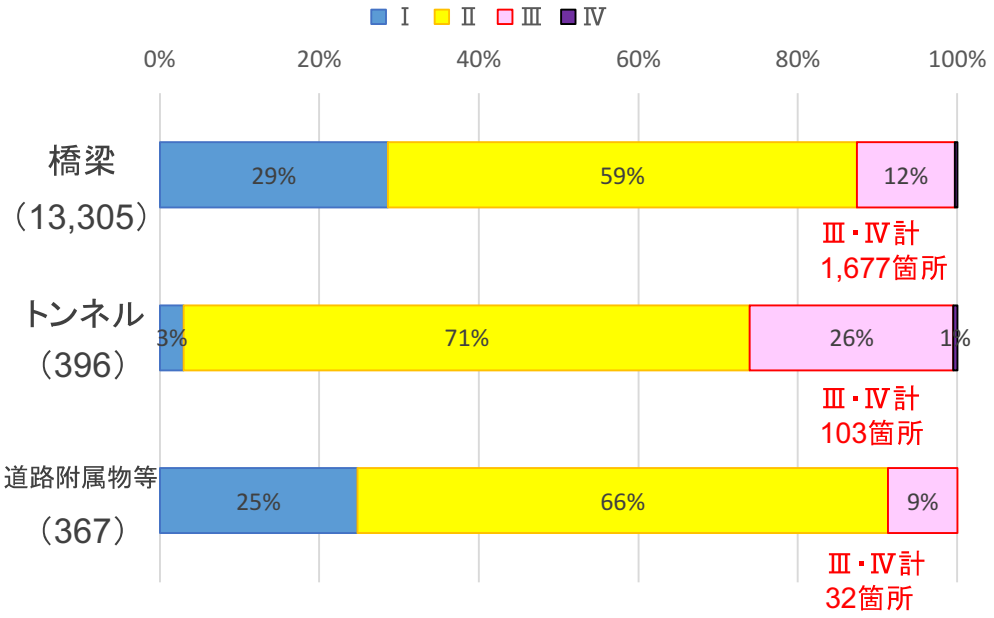
国土交通省

○平成26年度より橋梁・トンネル・道路附属物等※について5年に1回の点検が義務化。
（1巡目：2014～2018年度、2巡目：2019～2023年度、3巡目：2024年度～）

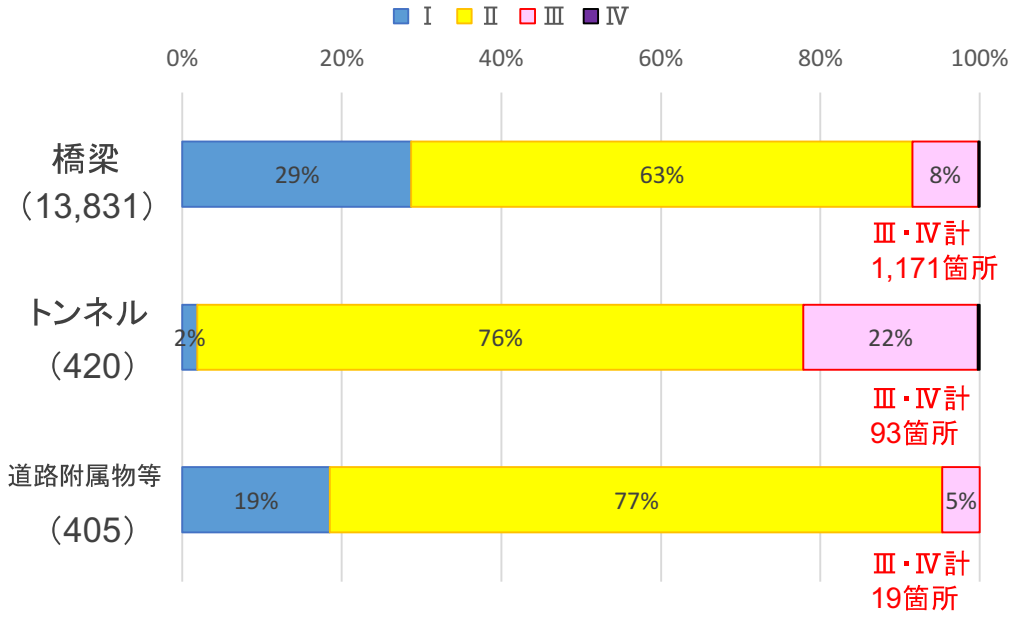
○最新の点検結果における早期又は緊急に措置を講ずるべき状態（判定区分Ⅲ・Ⅳ）の割合は、橋梁約8%、トンネル約22%、道路附属物等※約5%となり、１巡目点検と比較すると、着実に減少。

※道路附属物等：シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、及び門型標識等

１巡目（2014～2018年度）の点検結果



2025年度時点の最新の点検結果



※（ ）内は、各点検巡で点検した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある

区　分		定　　義
Ⅰ	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
Ⅱ	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
Ⅲ	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
Ⅳ	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

■R8.8道路メンテナンス年報より作成

２）3巡目点検結果及び計画（R6～R10） 高知県

◆道路橋の点検計画

管理者		管理施設数	点検計画									
			令和６年度実績 (2024)		令和７年度実績 (2025)		令和８年度予定 (2026)		令和９年度予定 (2027)		令和１０年度予定 (2028)	
国		924	185	20%	207	22%	165	18%	167	18%	200	22%
高速道路会社	西日本	155	18	12%	33	21%	23	15%	15	10%	66	43%
	本州四国連絡											
県		2,573	691	27%	572	22%	601	23%	367	14%	342	13%
市町村		10,435	2,034	19%	2,223	21%	2,445	23%	2,063	20%	1,670	16%
計		14,087	2,928	21%	3,035	22%	3,234	23%	2,612	19%	2,278	16%

◆トンネルの点検計画

管理者		管理施設数	点検計画									
			令和６年度実績 (2024)		令和７年度実績 (2025)		令和８年度予定 (2026)		令和９年度予定 (2027)		令和１０年度予定 (2028)	
国		79	8	10%	13	16%	22	28%	14	18%	22	28%
高速道路会社	西日本	48	5	10%	12	25%	16	33%	2	4%	13	27%
	本州四国連絡											
県		209	54	25%	61	29%	67	32%	17	8%	10	5%
市町村		85	1	1%	2	2%	6	7%	24	28%	52	61%
計		421	68	16%	88	21%	111	26%	57	14%	97	23%

◆道路付属物等の点検計画

管理者		管理施設数	点検計画									
			令和６年度実績 (2024)		令和７年度実績 (2025)		令和８年度予定 (2026)		令和９年度予定 (2027)		令和１０年度予定 (2028)	
国		220	66	30%	30	14%	70	32%	37	17%	17	8%
高速道路会社	西日本	38	2	5%	8	21%	11	29%	5	13%	12	32%
	本州四国連絡											
県		138	0	0%	0	0%	80	58%	0	0%	58	42%
市町村		14	3	21%	1	7%	5	36%	2	14%	3	21%
計		410	71	17%	39	10%	166	40%	44	11%	90	22%

＊「道路メンテナンス会議」調べ（令和８年10月末時点）
＊予算措置状況、施設の新設・撤去・廃止・管理移管等により変更する場合がある
＊管理施設の新設・撤去・廃止・管理移管・診断中等により管理施設数と点検数が一致しない場合がある